**１０　火山災害の対応**

）

**１　考え方**

**①富士山と箱根山の噴火警戒レベル等火山活動に関する情報を十分把握して**

**おくこと。**

**②気象庁が発表する火山情報に注意すること。**

**③デマやうわさに惑わされずに、テレビやラジオのニュース、自治体の防災**

**無線などを聞いて正しい情報を得ること。**

**④自治体の避難勧告などの指示に従うこと。**

・火山災害については、本県では、富士山と箱根山が対象となっています。あらかじめ気象庁が発表している富士山と箱根山の噴火警報レベルやその規制範囲、過去の噴火事例、想定される降灰の範囲や量等を把握することが重要です。

・また、気象庁は、随時、「噴火警報・予報」や「火山の状況に関する解説情報」、「降灰予報」等を発表しますので、それらの情報を把握することも必要です。

・噴火警戒レベルに応じ、避難勧告の時期や範囲等を自治体が決定しますので、自治体からの指示に従うことが基本的な考え方になります。

**２　基本となる対応**

**○気象庁や自治体等が発表する正確な情報の把握に努めるとともに、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、最終的な判断は、児童生徒等の状況を把握している学校が行う**

・気象庁では、富士山や箱根山の火山活動を24時間体制で常時観測・監視しており、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には、「警戒が必要な範囲」を明示して、噴火警報・予報や降灰予報等を発表します。

・各学校にあっては、気象庁や自治体等が発表する正確な情報を把握し、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、児童生徒等の状況や周辺の交通機関の情報、保護者の意向等を踏まえ、最終的な判断を行うこととなります。

*※留意事項　富士山については、想定される降灰の範囲や堆積等が発表されていますので確認しておきます。*

**（１）登校前に噴火警報・予報、降灰予報等が発表された場合**

学校にあっては、気象庁が発表する噴火警報・予報や降灰予報等に基づき、児童生徒等の安全確保を第一に、早い段階で措置を決定します。

*※留意事項　休日、夜間、時間外に噴火警報が発表された場合は、第２次応急要員が学校に参集し、学校の被害状況の把握や連絡調整を行います。*

**（２）在校時に噴火警報・予報、降灰予報等が発表された場合**

児童生徒等の在校時において、気象庁が発表する噴火警報・予報や降灰予報等が発表された場合は、予報等の内容や公共交通機関等の運行状況や通学路等の安全等を確認したうえ、各学校の判断で対応します。

安全が確認された場合には、あらかじめ決められた保護者への引き渡しの方法か、教職員の指導のもとに帰宅させます。安全が確認されない場合は、児童生徒等は学校で保護します。

*※留意事項*

*・あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引き渡しの基準や条件を詳細に定めておいたり、家庭の状況を把握し、保護者の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めたりする等、混乱がないように事前の協議・確認が必要です。*

*・保護者への連絡に際しては、大規模地震時も考慮し、電話連絡のほかメール、学校ホームページの利用、民間事業者が運営するメール一斉配信サービスなど、連絡方法の複数化を図ります。*

*・児童生徒等を帰宅させた場合は、帰宅したことを確認し、学校で全体の状況を把握する必要があります。*

**３　日ごろから火山災害に備えて【確認事項】**

**（１）平常時**

□所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、教職員間で情報の共有を図っている。

□噴火警報等、火山活動に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整備、確認している。

□防災マップ等を参考に学校に影響を及ぼす可能性のある火山現象を把握している。

□学校周辺に火山がなくても遠足や修学旅行等で訪れる場合もあり、その際には現地情報の収集を行うとともに過去の災害事例等も確認している。

□児童生徒等に対して、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育を実施している。

□噴火警戒時の立入規制区域に住居がある教員、児童生徒等を把握している。

**（２）噴火発生時**

□降灰等があった場合は、屋内に退避することとし、できるだけ降灰が屋内に入らないよう窓を閉めるなどの措置を講じている。

□情報を収集し、火山活動の状況を迅速かつ正確に把握している。

□各自治体の防災担当課等の指示に従い、適切な対応をとっている。